

# ナラシ対策に加入しましょう！

ナラシ対策等のセーフティネット対策へ加入しておくことは、担い手の皆さんの経営安定のためにとても重要です。

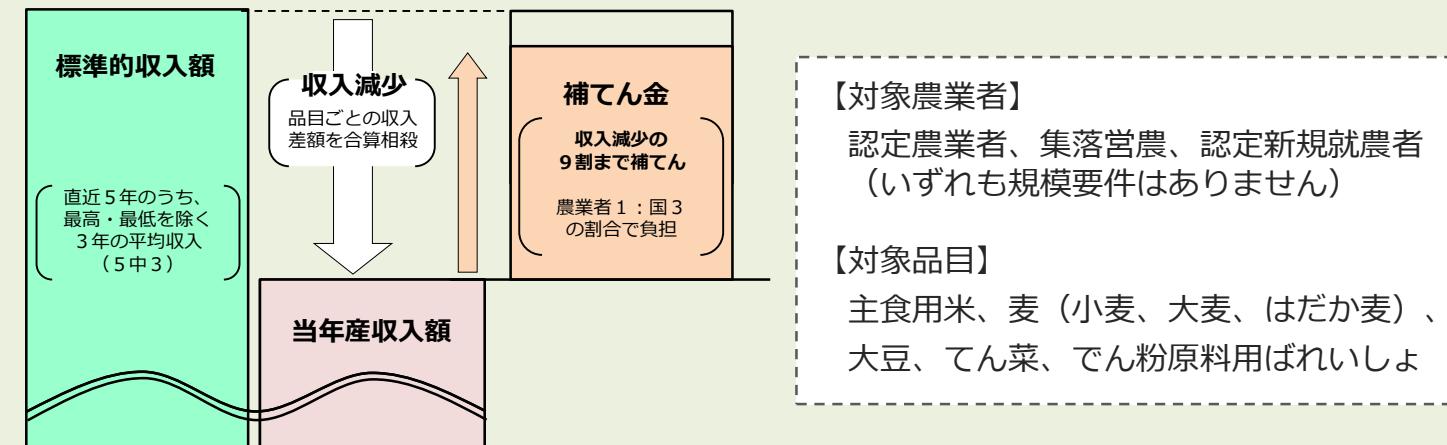
これまでナラシ対策に未加入で、令和3年の収入保険に未加入の方には、ナラシ対策への加入をお勧めします（加入申請期限：6月30日）。

## 1 ナラシ対策の仕組み

- 農業者ごとに、米、麦、大豆等の**当年産の販売収入の合計（当年産収入額）**が、**過去の平均収入（標準的収入額）**を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 9\%$$

- 補てんの財源は、**農業者と国が1対3の割合で負担**します。  
このため、補てんを受けるには、積立金の拠出が必要となります。
- 積立金の残額は、翌年産に繰り越されるため、「掛け捨て」にはなりません。



〔都道府県等地域単位の単収・価格データを用いて10a当たり収入額を算定し、これに加入者の生産面積を乗じて算出〕

### 【積立金の算定例】

標準的収入額から10%の収入減少に対応する積立額（10%コース）又は20%の収入減少に対応する積立額（20%コース）のいずれかを選択し、積立金を納付します。

### （例）Aさんの場合（生産予定面積が米6ha、大豆4ha）

品目	Aさんの生産予定面積 ①	Aさんの地域の10a当たり標準的収入額 ②	Aさんの標準的収入額 ③=①×②	Aさんの積立額 <b>(10%コース)</b> ④=③×10%×9割×1/4	Aさんの積立額 <b>(20%コース)</b> ⑤=③×20%×9割×1/4
米	(ha) 6	(円/10a) 125,000	(円) 7,500,000	(円)	(円)
大豆	4	20,000	800,000		
合計			8,300,000	<b>186,750</b>	<b>373,500</b>

## 2 ナラシ対策の加入・交付スケジュール等

### (1) ナラシ対策の加入から補てん金交付までの流れ

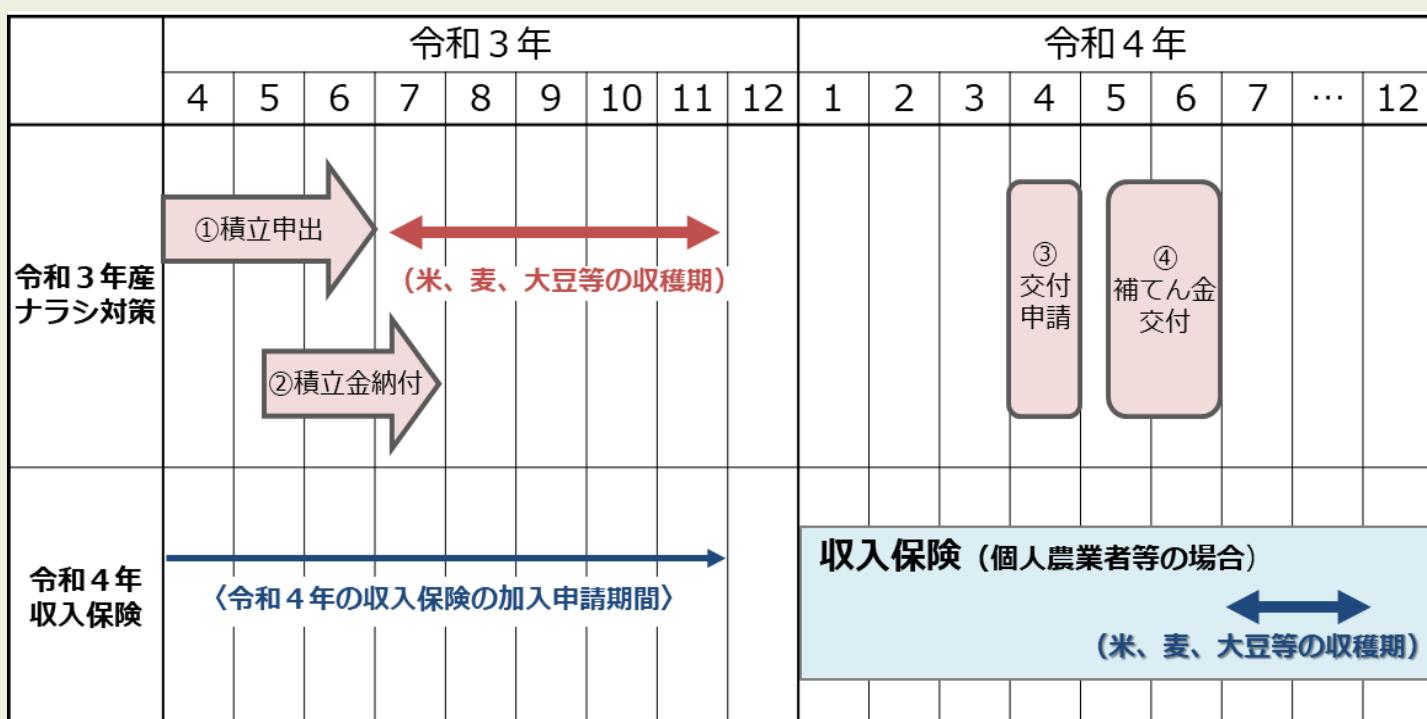
- ① 交付申請書（積立申出）に米、麦、大豆等の生産予定面積等を記入し、**6月30日までに**、地域農業再生協議会又は地方農政局等へ提出
- ② 国からの積立額通知に基づき、**7月31日までに**、**積立金を納付**
- ③ 収穫した翌年の3月31日までの出荷・販売実績に基づき、**4月30日までに**、**ナラシ交付申請書**とともに生産実績数量の証明書類を地方農政局等へ提出
- ④ 5月下旬から6月頃に**補てん金等交付**

### (2) 収入保険との関係

収入保険と、ナラシ対策・農業共済などの類似制度は、どちらかを選択して加入することとなります（重複加入はできません）。

なお、令和3年産のナラシ対策に加入した場合でも、**令和4年1月からの収入保険に加入することは可能です**（収穫期が重複しないため ※下図参照）。

#### 【ナラシ対策の加入・交付スケジュール（下段は、令和4年の収入保険のスケジュール）】



### (3) 農業共済との関係

自然災害等による収穫量の減少を補償する農業共済と、価格が下落した際などに収入の減少を補てんするナラシ対策は、両方に加入することで万全なセーフティネットとなります。

このため、ナラシ対策に加入する場合は、農業共済とのセット加入をお勧めします。

#### 【お問合せ先】

東北農政局青森県拠点 ☎ 017-777-3512